

平成 27 年 1 月 13 日

伊藤忠連合健康保険組合  
理事長 米澤 常克

組合規約の一部変更について

組合規約第52条ならびに第54条「別表2」の高額療養費の区分を次のとおり変更する。

上位所得者、一般の2区分を（ア）（イ）（ウ）（エ）の4区分に変更する。

この規約は、平成27年 1月 1日から施行されます。

以 上